

第 20 節 形態 8

(網構成)

第 92 条 当社網のサービス制御統括局と直接協定事業者のサービス制御局間の接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続単位に行うものとします。

(接続方式)

第 93 条 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は技術的条件集別表 18 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 94 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。